

# 東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成25年12月12日(火)14:30～15:30

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 108会議室

〈福祉保健局 出席者〉

福祉保健局 総務部 企画計理課（司会）  
同 少子社会対策部 家庭支援課  
同 障害者施策推進部 精神保健・医療課  
同 障害者施策推進部 計画課

〈東京LD親の会連絡会 出席者〉

けやき 6名  
にんじん村 3名

## 要望書回答【福祉・保健関係要望項目】

### 1. 早期発見・早期療育の推進

(1) LD等発達障害については、早期療育における効果が顕著であり、早期発見・早期支援ができる体制の整備が必要不可欠です。東京都における早期発見・早期支援への体制整備に向けた取り組みを具体的にお聞かせください。

回答：(少子社会対策部 家庭支援課)

少子社会対策部では、地域における母子保健の向上を図るために、区市町村に対して人材の育成の支援という事を行っています。具体的な取り組みとしては、区市町村で母子保健事業や子育て支援事業に従事する職員・保育施設の職員等を対象に、母子保健研修を年10回実施しています。この中でLD等発達障害の早期発見・早期支援につきましては、重要なテーマの一つであり、研修においても健診における発育・発達の見方、発達障害児の理解といった内容を毎年必ず取り入れています。

また、平成20年度から実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」においては、発達障害をはじめとする子どもの心の問題について、専門的な対応のできる医師を養成すると共に、幼稚園や児童福祉施設等の職員等を対象に、実習を含めた研修等を行っています。

(2) 早期発見のための乳幼児健診が充実する様、また地域差がない様に働きかけてください。

回答：(少子社会対策部 家庭支援課)

乳幼児健診につきましては、区市町村が実施主体となっています。少子社会対策部では母子保健事業担当者連絡会を開催しており、自治体間の情報共有や、都からの情報提供の場を設け、各自治体での取組が充実するように働きかけをしています。

(3) 乳幼児健診においてLD等発達障害が疑われた場合、また要配慮児とされた場合の、本人への発達支援と家族への支援体制が充実され、スムーズに相談や支援につながるよう働きかけてください。

回答：(少子社会対策部 家庭支援課)

健診で発達障害等が疑われる乳幼児へのフォローについては、各区市町村で地域の実情に応じて工夫しながら取り組まれている状況にあります。都におきましては、区市町村における支援体制が充実するよう、人材育成の支援や包括補助事業等による財政支援を行っています。

- (4) 相談・支援に従事する保健師や職員に向けて、家族に対する際の配慮した伝え方の研究と指導をお願いします。

回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

少子社会対策部が実施している母子保健研修の中で、発達障害等をテーマに取り上げる時に、早期発見のポイントはもちろんのこと、家族への伝え方をはじめとした支援のポイントについても内容の方に盛り込んでいます。今後とも区市町村職員の意識(スキル)の向上に資することができるよう、質の高い研修の実施に努めて行きたいと考えています。

- (1)～(4)まとめて回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

都では平成 22 年度から区市町村包括補助事業より、区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を開始し、区市町村の取組において、保育所・幼稚園・小・中学校・学童クラブ・児童館・子ども家庭支援センター等関係機関への支援、連携を進めることにより、乳幼児期から成人期まで切れ目の無い適切な支援を一貫して受けられるよう、発達障害者支援体制整備を進めております。

## 2. 一生涯を通じた支援体制の確立について

- (1) 乳幼児期および就学前から療育が受けられた場合、その療育が就学後も継続して受けられる体制を整備し、区市町村を指導してください。

回答:1と同様のため省略

- (2) 東京都教育庁との連携を深め、就学支援シート等の情報を利用して、安心して学校生活を送れる様に働きかけてください。また区市町村においても同様のことができる様指導してください。
- (3) 発達障害については、一貫したデータの追跡が行われていません。発達障害は成長に伴い、困難の状態像が変化しやすいため、一度診断を受けた後も希望者には定期的に検査や見直しができる様な体制づくりをお願いします。
- (4) ライフステージに沿った支援が継続して受けられる様、発達の記録・各種の個別支援プログラムの保存等ができるサポートファイルの作成・普及を充実させてください。また、区市町村においても同様な作成・普及ができる様指導してください。さらにサポートファイルが有効に活用できる様、関係諸機関を支援してください。
- (5) 発達障害者支援体制整備推進委員会における支援を強化し、周産期から成人にいたるまでの医療機関、療育機関、教育機関、就労支援機関が連携する仕組みをさらに整備してください。また、委員会の議事においては、教育だけでなく就労に関する整備の報告や検討も協議される様お願いします。

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

福祉保健局において発達障害者支援体制整備推進委員会を設置し、保健・医療・福祉・教育・就労等各分野からの情報交換、効果的な支援のあり方の協議等を行っています。この委員会は、医療関係者・学識経験者・関係団体・区市町村職員の他、教育庁と青少年・治安対策本部および福祉保健局職員で構成しています。また、区市町村包括補助事業の他、各区市町村における発達障害者支援の取組を促す事を目的に、区市町村の関係機関職員向けシンポジウムを開催しています。

なお平成 23 年度に都が実施した「区市町村における発達障害者支援に掛かる実施状況調査」では、全 62 区市町村の内、53 区市町村(約 85%)で、サポートファイル、就学支援シート等を活用していることが確認されました。今後も引き続き身近な地域である区市町村において関係機関の連携により、発達障害を持つ方が乳幼児期から成人期までの一貫した支援を受けられる体制の整備を促進していきます。

### 3. LD 等発達障害児・者への相談支援の充実について

---

(1) 東京都発達支援センター(TOSCA)において、LD に対応できる専門の職員の配置をお願いします。

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都発達障害者支援センター(TOSCA)においては、発達障害児・者およびその家族等に対する相談支援等を行っています。利用対象者は自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の障害を有する障害児・者およびその家族としています。

また、相談支援を担当する職員は発達障害児・者の相談支援について相当の経験および知識を有する者であるため、学習障害に関する経験および知識を有する者を配置しています。

(2) 区市町村にある発達障害窓口担当の職員に対し、研修の実施と指導を強化してください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都では発達障害者支援体制整備推進事業において、専門の人材育成のための研修を行っています。この研修では区市町村等の相談支援員や障害福祉サービス提供事業者に対して、体系的・実践的な研修を実施し、学習障害を含む発達障害の支援に対応できる人材育成を図っています。

(3) 青年期・成人期の発達障害者本人向けの理解・支援のためのサポートブックを作成し、活用できる体制を整えてください。

【例】埼玉県福祉部福祉政策課 企画・発行「青年期・成人期の発達障害を理解し支援を広げるサポートブック」 学生生活から就職・自立まで青年期・成人期の発達障害を理解するために！

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

都では区市町村包括補助事業により、発達障害を持つ成人期の方を対象にした支援の取組に対して補助を行っています。区市町村が地域の実情に応じ実施しておりますが、相談支援・就労準備支援等の直接支援の他、発達障害者の理解のための講演会の実施、社会資源活用のための関係機関リーフレット作成等に取り組んでいる例があります。

(4) 不登校、引きこもりとなった発達障害児・者への社会参加を促すための取り組みを推進してください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都における引きこもり対策は、青少年・治安対策本部が中心になって取組を進めていますが、福祉保健局では発達障害者支援体制整備推進委員会等を通じて、青少年・治安対策本部との情報共有を図り、区市町村における発達障害児・者の支援体制整備を進めているところです。

### 4. 家族支援の充実

---

(1) ペアレントメンターによる、家族の悩みに寄り添う支援を推進してください。

(2) 医療機関による家族のカウンセリングが受けやすくなる様、関係機関に働きかけてください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

都では、区市町村包括補助により区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を行い、発達障害者支援体制整備を進めています。この事業の実施にあたっては、各区市町村においてできるだけ保護者・家族支援等の視点を取り入れる事を求めています。

また都では発達障害者支援体制整備推進事業において、医療従事者向け講習会を実施しています。平成 24 年度は 8 回実施し、医師・看護師・心理士・保健師等の参加がありました。

今後ともこれらの取組を通じて、発達障害に関する医療人材の確保を図ってまいります。

## 5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発について

(1) 通所施設等の職員に対しても、LD 等発達障害についての研修会を開催し、専門的な人材の育成をさらに推進してください。

- 【例】・就労移行支援事業所(社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、民間株式会社など)  
・就労継続支援 A 型および B 型の事業所(社会福祉法人、NPO 法人など)  
・障害者就労支援センター(訓練型)

回答:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

昨年度の発達障害者支援体制整備推進事業(専門的人材育成)において、相談支援研修には全 11 回で 810 人、医療従事者向け講習会には全 8 回で 318 人の参加がありました。また、より多くの支援者の方が受講できるよう、研修案内を局の HP に掲載する他、都内の指定就労支援事業所等にメールで PR を行っています。

### 質疑応答 Q&A

Q:(にんじん村) 教育庁へ提出した要望書の内、福祉保健局でご回答いただけるとお聞きした項目があるのですが、いかがでしょうか。幼児期に発達障害の診断を受けた児童が十分な就学前支援が受けられる様に区市町村に働きかけてください。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

区市町村包括補助事業より、区市町村における発達障害児・者の早期発見・早期支援に対する取組への支援を実施しておりますが、就学前健診後のフォローアップ等も区市町村で行っていますので、こちらからの回答は、「1. 早期発見・早期療育の推進について」で申し上げた通りです。

Q:(けやき) サポートファイルについて、区市町村の窓口はどこになるのですか。地元の障害者窓口では知られていませんでした。

また、本人たちも使用できるサポートブックについて、地域によって格差がでないようにするには、都で作成していただくことが一番効果的だと考えていますので、ぜひお願いします。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

ご意見として承ります。

Q:(けやき) TOSCAについて、一度利用しましたが、大変待たされ、十分に話を聞いてもらえる様な状態ではありませんでした。別に同じような施設を作る計画はありますか。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

現在、相談員 4 名でやっていますので、相談電話なども繋がりにくい状態であることは把握しています。予算がどうなるか分からないのですが、局の要求としては TOSCA の職員の人数を増やす要求をしておりますので、少しでも改善できるよう努力しております。

TOSCA の担当者に聞いたところ、LD のみの相談は少ないのですが、LD と他の障害も併せてお持ちの方の相談は、日々多く担当しているとのこと。

Q:(けやき) 地域の生活支援センターに相談に行った場合、比較的重度の方が多く、発達障害にあった支援が得られません。二次障害の方の対応に手一杯のようです。自立するための生活支援を受けたいので、自立訓練や体験ができるような施設ができるよう、働きかけをお願いします。

また、知的障害や精神障害の方専門の相談員さんでは、発達障害に対しては丁寧に接しすぎる支援の場合があります。本人の特性にあわせて、柔軟に対処してほしいです。

Q:(けやき) 本人自身の受容が難しい人がいます。今の時点では福祉制度を利用するにも抵抗があり、健

常での生活を望んでいる人も多くいます。しかし将来、年齢が高くなってから福祉制度を利用しようとしても、支援が受けられるとは限りません。年齢が上がっても対応できる社会制度や施設をつくって下さい。

**Q:(けやき)** 医療従事者向け講習会に参加されている医師は、何科の先生ですか。小児科を受診していた時には、全く気づかれず、専門ではない(から)と言われました。他の科目の医師にも広く専門知識を持ってほしいと思います。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

精神科や小児科です。発達障害の方々には、この他の全科にも受診されていると思いますので、診療科目を問わずPRはしていきたいと思っています。

**Q:(にんじん村)** 平成22年3月に発行された「発達障害者支援ハンドブック」について、今後改定・再発行等の予定はありますか。3年経過すると、状況もかわりますので、ぜひ改定をお願いします。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

支援ハンドブックの作成に関しては、来年度の予算要求はしています。

**Q:(けやき)** ペアレントメンター事業について、再度お聞かせください。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

東京都としては実施しておらず、区市町村包括補助により、区市町村の取組を支援しています。補助基準額は、早期発見・早期支援の部分で23,227千円の2分の1補助をして1,160万円程になります。成人期支援については今年度、10/10補助として、1,000万円補助しています。申請額については区市町村次第です。この成人期支援は今年度までです。来年度以降は、2分の1補助に移行する予定で、基準額は、児童の早期発見・早期支援と同じ額になります。

区市町村で相談員を配置するということにより、ペアレントメンター事業については区市町村における取組事例の一つであり、必須の事業とはしていません。

**Q:(にんじん村)** 区市町村で、ペアレントメンター養成事業を実施しているところはありますか。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

ペアレントメンター養成事業は豊島区と八王子市で実施しています。

**Q:(にんじん村)** 理解啓発について、福祉保健局と警察のつながりはありますか。障害の特徴がありながら、不審者扱いをうけるようなケースもあるようです。近所で知らないで通報された事例もありました。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

青少年・治安対策本部の「ひきこもりに係る連絡調整会議」では、警視庁、福祉保健局、教育庁、教育相談センター等、色々な局にまたがるところで一緒にやっております。ひきこもりの会議なので、発達障害の会議ではありませんが、発達障害が元でひきこもりになる方も多いため、発達障害についても話題として取り上げられていると思います。

**Q:(にんじん村)** 障害特性から、強く追求されると、簡単に返事(肯定)をしてしまう心配があります。このような特性のある子だということを、警察側と情報共有してください。

**Q:(にんじん村)** ヘルプカードについて、都で統一したのがありますか。いろいろなデザインがあって、分かりにくいということも聞きます。

**A:(障害者施策推進部 計画課)**

ヘルプマークは、都で作成したもので、都営線全線で配布しています。見た目では障害が分からない方や支援を必要としている方が使用して、周りの方々に支援が必要であることを伝えるものです。

ヘルプカードは、区市町村の事業で作成しており、自分で障害があることを伝え辛い方、知的障害や

聴覚障害の方などを対象としています。日常や災害時にそれを使用して、緊急連絡先への連絡等の支援を受ける事ができます。様式が色々あり、分かり辛いという声がありましたので、昨年度に東京都で表紙を統一し、「ヘルプカード」と「あなたの支援が必要です」というフレーズと「ヘルプマーク」の形と大きさと色を統一し標準様式とし、後は区市町村で自由に名前やキャラクターを入れてもよい事にしました。45区市町村で取り組みが始まっています。

警察の方にも情報提供し、マークに関しては東京都から警視庁へポスター掲示をお願いしています。

カードは障害のある方対象としていますが、手帳をお持ちかどうかは区市町村の判断にしています。区市町村の障害福祉課にお尋ねください。まだ取り組んでいないところもありますので、確認してください。



**Q:(けやき)** 就労移行支援事業所について、かなりの数で立ち上がっています。長いスパンでの支援を望んでいますが、すべての事業所が長期的な経営ができるかどうかわかりません。事業所の立ち上げの際に、福祉保健局では監査や審査等で立ち会われているのでしょうか。

**A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)**

指定基準がありますので、書類の申請だけでなく、現地に行って確認しています。また、開始後きちんと運営ができるかどうか、確認もしています。財務のエキスパートではないので、その事業所が将来に渡って必ず経営ができるかどうかという保障はできないのですが、法人について指導監査部の方で指導検査をしておりますので、連携は取ってまいります。



以上